

第五十一回国会 建設委員會議録 第十四号

(三四七)

昭和四十一年三月二十五日(金曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 井原 岸高君

理事 丹羽喬四郎君

理事 松澤 雄藏君

理事 川村 継義君

理事 逢澤 寛君

理事 大倉 三郎君

理事 佐藤 孝行君

理事 湊 徹郎君

理事 井谷 正吉君

理事 金丸 徳重君

理事 三木 喜夫君

出席國務大臣

建設大臣 瀬戸山三男君

建設政務次官 谷垣 專一君

建設事務官 志村 清一君

建設技官 尚 明君

建設局長 林 敬三君

建設技官 水野 客君

建設技官 関盛 吉雄君

建設技官 熊本 政晴君

建設技官 関盛 吉雄君

建設技官 熊本 政晴君

建設技官 関盛 吉雄君

建設技官 熊本 政晴君

建設技官 関盛 吉雄君

建設技官 熊本 政晴君

建設技官 関盛 吉雄君

建設技官 熊本 政晴君

建設技官 関盛 吉雄君

建設技官 熊本 政晴君

建設技官 関盛 吉雄君

建設技官 熊本 政晴君

建設技官 関盛 吉雄君

建設技官 熊本 政晴君

同日

委員早川崇君辞任につき、その補欠として木部佳昭君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十四日

住宅建設計画法案(内閣提出第二一〇号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

住宅建設計画法案(内閣提出第二一〇号)住宅に関する件

派遣委員からの報告聴取

○田村委員長 これより会議を開きます。

昨二十四日、本委員会に付託になりました住宅建設計画法案を議題といたします。

住宅建設計画法案

住宅建設計画法

(目的)

第一条 この法律は、住宅の建設に関し、総合的な計画を策定することにより、その適切な実施を図り、もつて国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、住宅事情の実態に即して、住宅に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「公的資金による住宅」とは、次の各号に掲げる住宅をいう。

一 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三

号)による公営住宅(以下「公営住宅」という。)

二 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)による改良住宅

三 住宅金融公庫が融通する資金によつて建設され、若しくは購入され、又は改良される住宅

四 日本住宅公団がその業務として賃貸し、又は譲渡する住宅

五 前各号に定めるもののほか、国、政府関係機関若しくは地方公共団体が建設する住宅又は国若しくは地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係る住宅

(住宅建設五箇年計画)

第四条 建設大臣は、住宅対策審議会の意見をきいて、国民の住宅生活が適正な水準に安定するまでの間、昭和四十一年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の住宅の建設に関する計画(以下「住宅建設五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 住宅建設五箇年計画には、五箇年間にわたる住宅の建設の目標を定めなければならない。この場合において、公的資金による住宅については、その建設の事業の量を明らかにしなければならない。

3 前項の目標を定めるに当たっては、住宅の需要及び入居者の負担能力を考慮し、かつ、適切な規模、構造及び設備を有する居住環境の良好な住宅が建設されるように配慮しなければならない。

4 建設大臣は、住宅建設五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県知事、建設省令で定めるところにより、市町村長の意見をきいて作成し、建設大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

5 建設大臣は、住宅建設五箇年計画の案を作成

しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、住宅建設五箇年計画を都道府県に通知しなければならない。

7 前各項の規定は、住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

(地方住宅建設五箇年計画等)

第五条 建設大臣は、前条第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、住宅建設五箇年計画に基づいて、住宅対策審議会の意見をきき、政令で定める地方ごとの住宅建設五箇年計画(以下「地方住宅建設五箇年計画」という。)を作成するものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、地方住宅建設五箇年計画について準用する。

3 建設大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県の意見をきかなければならない。

4 建設大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成したときは、遅滞なく、これを関係都道府県に通知しなければならない。

5 前各項の規定は、地方住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

6 建設大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成したときは、遅滞なく、地方住宅建設五箇年計画に基づいて、関係都道府県の意見をきき、都道府県の区域ごとの五箇年間にわたる公営住宅の建設の事業の量(以下「都道府県公営住宅建設事業量」という。)を定め、これを当該都道府県に通知しなければならない。

7 建設大臣は、都道府県公営住宅建設事業量を定めようとするときは、公営住宅法第二条第四号に規定する第二種公営住宅(同法第八条の規

三月二十四日

委員木部佳昭君辞任につき、その補欠として早川崇君が議長の名で委員に選任された。

定によるものを除く。）に係る部分については、あらかじめ厚生大臣に協議しなければならぬ。

8 前二項の規定は、都道府県公営住宅建設事業量を変更しようとする場合に準用する。

(都道府県住宅建設五箇年計画)

第六条 都道府県は、前条第四項及び第六項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、市町村と協議の上、地方住宅建設五箇年計画に即して当該都道府県の住宅建設五箇年計画(以下「都道府県住宅建設五箇年計画」という。)を作成するものとする。

2 都道府県住宅建設五箇年計画には、五箇年間に於ける住宅の建設の目標を定めなければならない。この場合において、公営住宅その他地方公共団体が建設する住宅及び地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係る住宅については、その建設の事業の量を明らかにしなければならない。

3 第四条第三項の規定は、都道府県住宅建設五箇年計画について準用する。

4 都道府県住宅建設五箇年計画のうち、公営住宅に係る部分については、都道府県公営住宅建設事業量によらなければならない。

5 都道府県住宅建設五箇年計画は、当該都道府県が作成した総合的な開発に関する計画との調整について十分配慮されなければならない。

6 都道府県は、都道府県住宅建設五箇年計画を作成したときは、これを建設大臣に報告しなければならない。

7 前各項の規定は、都道府県住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

(住宅建設五箇年計画等の実施)

第七條 国は、住宅建設五箇年計画に係る公的資金による住宅の建設の事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、住宅建設五箇年計画を達成するために必要なその他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 地方公共団体は、都道府県住宅建設五箇年計

画に係る前条第二項後段の住宅の建設の事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、都道府県住宅建設五箇年計画を達成するために必要なその他の措置を講ずるように努めなければならない。

第八條 関係行政機関は、住宅建設五箇年計画の実施に關連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備に關し、相互に十分な協力をしなければならない。

(住宅の建設基準)

第九條 国は、住宅建設五箇年計画に定められた住宅の建設の目標に即して必要な住宅の建設基準を定め、これに基づいて住宅の建設又は住宅の建設に關する指導を行なうように努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の建設基準に基づいて住宅の建設又は住宅の建設に關する指導を行なうように努めなければならない。

(資料の提出等)

第十條 建設大臣は、住宅建設五箇年計画又は地方住宅建設五箇年計画の作成又は実施のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、必要な資料の提出を求め、又はその所管に係る公的資金による住宅の建設基準、助成条件その他当該住宅の供給に關し意見を述べることが出来る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(公営住宅法の一部改正)

2 公営住宅法の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

(公営住宅の計画的な建設)

第六條 公営住宅の建設は、住宅建設計画法(昭和四十一年法律第 号)第六條第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画(次条において、単に「都道府県住宅建設五箇年計画」という。)に基づいて行なわれなければならない。

第七條第一項、第二項及び第四項中「公営住宅建設三箇年計画」を「都道府県住宅建設五箇年計画」に改める。

第三十條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一號ずつ繰り上げる。

3 昭和四十一年度における公営住宅の建設については、改正前の公営住宅法第六條第四項に規定する各都道府県の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画は、当該都道府県に係る第六條第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画が作成されるまでの間は、なおその効力を有するものとし、改正後の公営住宅法の適用については、当該都道府県に係る第六條第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画とみなす。

(建設省設置法の一部改正)

4 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十二号の六の次に次の一號を加える。

二十二の七 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

第四條第七項中「第二十二号の四」の下に、「第二十二号の七」を加える。

第十條第一項の表住宅対策審議会の項中「建議する」を「建議し、その他住宅建設計画法に基づく権限を行なう」に改める。

理由

住宅の建設に關する施策の実績及び住宅事情の實情にかんがみ、住宅の建設に關し、総合的な計画を策定することにより、その適切な実施を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田村委員長 まず、提案理由の説明を聴取いたします。瀬戸山建設大臣。

○瀬戸山國務大臣 ただいま議題になりました住宅建設計画法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

およそ住宅は、国民生活の基礎をなすものでありまして、住生活の安定なくしては、円満な家庭生活はもちろぬ、十分な社会活動を行なうことも望めませんが、近年著しく改善された衣や食に比べ、住宅事情は、はなはだしい立ちおくれを示していることは御承知のとおりであります。

もとより、政府は、従来から、住宅問題の解決に真剣に取り組んでまいりましたのでありますが、著しい人口の都市集中、世帯の細分化等により、住宅需要は増大の一途をたどり、依然として住宅難が解消されるに至っていないのが現状であります。

このような現状にかんがみ、政府としましては、住宅対策を今後一段と拡充強化し、国民の要望にこたえるため、昭和四十五年度までに国民の待望する一世帯一住宅の実現をはかるとともに、さらにその後においても、国民の住生活の改善向上をはかるため五年ごとを区切って総合的な計画を樹立し、この計画に基づいて国、地方公共団体及び国民が協力して、住宅建設の適切な実施をはかる必要があると考え、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、国及び地方公共団体は、住宅の需要及び供給に關する長期見通しに即し、かつ、住宅事情の実態に應じて、住宅に關する施策を講ずるようにつとめなければならないとの国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、住宅の建設を計画的に推進するため、国、地方を通じ、住宅の建設に關する長期計画を策定することとしたしました。

第二に、国全体の長期計画として、建設大臣は、昭和四十一年度以降の毎五カ年を各一期とする住宅建設五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を経ることとしたしました。

この住宅建設五カ年計画には、五カ年間に於ける

る住宅の建設の目標を定めることとし、あわせて、公的資金による住宅の建設の事業の量を明らかにすることとした。

第三に、それぞれ地方の住宅事情の実態に即応した住宅対策を推進するため、国全体の長期計画に即して、地方における長期計画を策定することとし、建設大臣が地方ごとの住宅建設五カ年計画を、都道府県が都道府県ごとの住宅建設五カ年計画を策定することとした。

第四に、これらの五カ年計画の実施を確実にするため、国及び地方公共団体の講ずべき措置について規定した。

なお、五カ年計画の制度の新設に伴い、現行の公営住宅三カ年計画の制度を廃止することとし、公営住宅法に關し、所要の改正を行なうこととした。

以上が、この法律案を提案する理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○田村委員長 以上で提案理由の説明は終わります。本案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○田村委員長 次に、九州・四国間フェリポート計画に關する実情調査のため、去る十九日から四日間に関わたり委員を派遣いたしました。この際、派遣委員より報告を聴取することにいたします。松澤雄蔵君。

○松澤委員 九州・四国間フェリポート計画に關する実情調査の報告を申し上げます。

私たちは、去る三月十九日より四日間の日程で九州・四国間フェリポート計画に關しまして実情調査をいたしてまいりましたので、調査委員を代表して私からその概要につきまして御報告を申し上げます。

本計画は、一般国道一九七号線のうち、大分県佐賀関町と愛媛県三崎町の間、すなわち豊予海峡

で隔離されておる二四・一キロメートルを将来有料道路としてフェリポートを就航させようとするものであります。

本計画につきましては、日本道路公団では昭和三十五年より主として採算制等につきましての調査を進めており、昭和三十九年度五千万円、昭和四十年二億九千七百万円の事業費を計上したのであります。実施計画についていまだ地元との協議が十分整わないため、進展を見ることなく現在に至つたものであります。

本調査団は、本計画のすみやかな実施の必要性から、協議が整わない理由等について地元の代表者並びに関係者から実情をつぶさに聴取したのであります。

すなわち愛媛県側においては、当初より政府を信頼し、ただ一日も早くフェリポートを就航させ、地域経済の促進をはかりたい旨の意見の開陳がありました。

一方、大分県側においても、さきに示された調査案の、航路権は日本道路公団が持ち、運営は民間に委託するという内容に賛成であります。すみやかに本計画を実施に移してほしい、ただ要望として、民間に際し会社選定等に当たつて地元にも相談していただければ幸いであるという意見の開陳がありました。

このような意見に關連しまして相当深く、かつ詳細な質疑応答がございましたが、そのおもなるものをあげますと、下平委員より、調停案というが、われわれは白紙で臨んでいる、いつだれが調停案を出したのか、またその調停案に賛成だというが、日本道路公団の協議書に対して、昭和四十年六月二十八日付の書簡で反対の回答をしてい

る、それらの反対理由等は調停案で調整され解消されるものと解釈しての賛成であるかとの質疑に対し、木下大分県知事は、そのとおりである、日本道路公団が航路権を持ち、かつ運営の委託者であるという点から、責任の所在が明確となり、二段方式の責任体制が確立したと思うとの答弁でありました。また、松澤委員より、右調停案を内容

とする協議書が日本道路公団より県当局に送付された場合、県は直ちに賛成の回答書を出せるか、また、日本道路公団は右調停案を承知しているかとの質疑に対し、木下大分県知事は、直ちに賛成の回答書を出す、と答弁し、佐藤日本道路公団副総裁は、承知しているとの答弁でありました。

しかし、これらの質疑を通じての結果、地元の本実施計画に対する要望が次の二点にあることが明確になったのであります。

第一は、本路線は関門、青函に匹敵する重要路線の一つに予定されるので、その公共性はきわめて強大であります。したがって、一朝有事の際、賠償能力等も十分と認められる日本道路公団が航路権を持つべきであるということであり

ます。

第二は、就航の運営に当たる会社は、本事業の公共性と重要性に十分にこたえることのできる内容を持つ会社であるべきだということであり

ます。

以上が、本実情調査の概要であります。

なお、特に愛媛県側からは、本フェリポート実施にあつての準備として、すみやかに半島まで至る道路等の整備を強く要請しておつたことをつけ加えておきます。

本調査日程は連休中を利用して組まれたのであります。それが、それにもかかわらず、地元の本調査団に対する御協力、また本計画の早期実現への熱意には、敬服感謝いたしました次第であります。

以上をもって報告にかえます。

○田村委員長 次に、住宅に關する件について調査を進めます。

この際、本件調査のため、本日、日本住宅公団総裁林敬三君、理事水野孝君、理事関盛吉君を参考人として出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

なお、参考人からの意見聴取は質疑応答の形式で行ないたいと存じますので、御了承願います。

質疑の通告がありますので、これを許します。岡本隆一君。

○岡本委員 昨日、住宅建設計画法案の上程に際して、本会議で大臣は、住宅公団法の改正によって副総裁を特に一名設けたことは、これは来年度は宅地開発公団をつくる準備である、こういうふうなことであります。したがって、これは来年度一応宅地開発公団が発給して、土地の大量供給に乗り出されることが私たちは承知をいたしますが、しかしながらいままでの例を見ておきますと、公共用地の取得が地価をどんどんつり上げて

いるという傾向がございます。たとえば新幹線にいたしまして、名神の道路にいたしまして、京都、大阪方面の地価を非常につり上げました。さらにまた、大田地ができてまいりますと、その周辺の地価がどんどん上がります。その一番適切な例は、例の筑波の学園都市問題だと思います。

したがって、宅地開発公団をつくつて大量供給をやるのだというだけでは地価対策にならない。だから政府のほうでも土地収用法を改正して、一応事業認定のときの価格でもって用地取得したいというふうな画期的な土地収用法の改正というものの提案を用意しておられる模様でございますが、まだ一向顔をだしてまいっておりません。しかし私はこの構想だけが瀬戸山構想の全部であるとは思っておりません。しかしながら瀬戸山構想の柱の一本であるとは思っております。その柱の一本すら出てきておらないというので、一体昨年大臣就任当時に大きく打ち出された瀬戸山構想というもののはたして今国会で日の目を見てくるのかどうかというところに非常に危惧を持っております。でございますが、その瀬戸山構想をどうして生かすのかという点について、この際ひとつ明確にしたいだきたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 おっしゃるとおり、土地政策、なお地価対策と申しますか、地価の不当

な——ことばがいかどうか知りませんが、私には不当だということばを使いますが、不当な地価の高騰を抑制するということはなかなかそう単純なものでございせん。やはり総合的にやらなければならぬという考え方は皆さんも同じであらうと思います。私もさうに考えております。

そこで昨年の関係協議会においても、基本的な考え方は、総合的にやるべき考え方の方針だけを示して具体案の検討に入っておるわけでございませう。昨日も本会議で答えましたように、急に申しますと、早く間に合うものと、やや時間がかかるものとありますから、理論的にはやや前後着するところがありますけれども、それはやむを得ないという考えを持っておりませう。そこで、急に間に合うように、しかも早く効果をあらわしたいという面を早くやりたい、こういうことでありますが、その中の一つであります、いまお話しになりました土地収用法の改正、これがややおくれておることを実は申しわけなく思っております。地価のいわゆる騰貴であるとか、あるいは宅地の需要であるとか、そういうことによつて、一般経済原則に似たようなことが上つておることをまずチェックする必要がある、これが土地収用法を改正する一つの大きなねらいであります。そういう意味で、公共事業、あるいは住宅にいたしますと住宅用地として、ここにこういう計画を進める事業の認定をいたしましたときの時価が補償の基準になる、こういうことで、裁決時ということを事業認定時、こう改めるといふ構想で、いままさか法案を作成中であります。

その基本線については、現在は政府内部に全然異論はございせん。ただやってみますと、御承知のとおり、土地収用法は各種の権利関係がありますから、その細部の点の整理、こまかく入っていきますと、いろいろな民法上の権利が、実際にはなくても、あり得る場合がある。借地権であるとか地上権であるとか、あるいは抵当権であるとか、そういう各種の既存の法律との関連、

法律技術的な調整になかなか手間がかかる、その点でややおくれております。いま法務省、内閣法制局を督励して、懸命にそういう細部の点の案文の作成にかかつて、ややおくれておりますけれども、必ず今国会で審議をお願いし得る期間に御提案申し上げて御審議を願つて、これだけはぜひ成立させてもらいたい、こういうことに準備を進めておるわけでございませう。

○岡本委員 今度住宅建設計画法案が出てまいりまして、五年先にはどうしても一世帯一住宅を実現したいという政府の気持ちはわかります。しかしながら地価問題を解決しないでは、この成功すらあやぶまれますし、同時にまた、今日国民が一番困つておるのは住宅問題である。しかもその住宅問題の一番大きな根幹をなしているものは土地政策であるというふうなことで、この土地政策はもう何をいっても解決しなければならぬ。だから瀬戸山さんが大臣に就任されたときに、私は野党だが、しかしながら幾らでも縁の下の方持ちになつて協力しようということはお約束いたしました。またそれだけの誠意と情熱は持つております。だからぜひとも今国会で、単に土地収用法だけでなしに、もう少し幅広い地価対策を追加して、瀬戸山建設大臣時代に、日本の地価問題は解決したんだ、こういうことが言えるだけの構想を持つて、ぜひもう一度練り直して持ち出していただくように、この際お願いしておきたい。なお地価問題については、土地収用法が出てまいりましたときに、これはあなたも、地価問題解決の一番の柱だといふふうな気持ちで出しておられると思ひますが、私はこれが一番だと思つておりませう。もっとももっともほかにしなければならぬことがあります。そういう問題については、その機会に論議したいと思ひますが、ぜひ今国会で地価問題を解決するといふ意欲を示して、そういう姿勢になつていただくようお願いをいたしておきたいと思ひます。

きょうは、一昨日の委員会でも可決されました住宅関係の諸法案に関連して、もう少し追加して私

はお尋ねしたいと思ふのです。

最初に住宅公団の総裁にお尋ねをいたそうと思ひますが、公団住宅ができてからもう十年の歴史を持つようになりました。したがつて、公団住宅に入居した人たちは、十年の経緯の中から、身辺にいろいろな変化が起つてまいつておりませう。まず第一に大きな問題は、家族構成が大きくなつておるといふことであります。その次には勤務の状況が変わつてきておるといふことであります。ところが家族構成が大きくなりまして、まだ住宅公団の住宅には入つておるが、自分で一戸建てで出ていくこともできない。そこまで経済的には恵まれておらない。だから2DKの狭い住宅に、数名の家族が窮屈な思いをしながら暮らしておるといふ状況が出てまいつております。しかしながらこれはやはりできるだけ何らかの方法をもつて、家族構成が大きくなつたのでありますから、もう少し広い住居の中に移してやる、そして従来住んでおつた小さいほうは家族構成の少ない新婚の人たちに回すべきじゃないか。そういうふうな住宅の転換といふものがこの際行なわれなければ——十年の経過の中で家庭の状況にいろいろ変化が起つた人たちに對してはそういう配慮が行なわれるべきであると思ふのでございませう。公団はそれについて何らかの対処の道を考へておられますか、おられませんか。その辺をまず承りたいと思ひます。

○林参考人 住宅公団の総裁を昨年拝命いたしました林でございます。

ただいまの御質問でございませうが、きわめてごもっともだと存じます。まさに十年も歳月を経過してまいりまして、その間入居者の家族構成、勤務状態、それぞれいふん変化があるわけでございませう。それに基つて公団でなし得る範囲内でも極力住宅を適正に配分するといふ、すなわち住居転換といふものを認める方向を開いていかなければならないといふことは仰せのとおりでございませう。

そこで昨年ちょうど私が参りましたところから、

それまでは、それを認めずとまた別の方面でのいろいろな問題が出ておりました。したがつて、そこまですらなかつたのでございませうが、ちょうど参りましたところから、やはり仰せのようにこれを打破して適正にしていかなければいけないといふ方針にいたしまして、すなわち御承知かと存じますが、職場と住居とが府県を異にするような者、すなわち通勤が非常に不便であつて気の毒な状態に現在なつてしまつた者、また通勤に二時間以上かかるというふうな状態のものにある者、あるいは福岡から東京へ転任になる、あるいは大阪から東京へ転任になる、こういうふうな転勤のありました人、また、ひとり者であつたのが仰せのように結婚をいたしました場合、あるいは初めは夫婦だけで小家族に住んでいた、一人子供ができた、そのくらはまだがまんしてもらつておりましたが、二人目の子供ができたというふうな者、あるいは子供の中の一人が学齢に達して来たというふうな者、それから神経痛が出てどうも遠いところではぐあいが悪いとか、からだの状態によるやむを得ざる者、これらについてはあき家が出たときに優先的に入居させるという方針に切りかえたわけでございませう。

しかしながら旧東京区内あるいはそれに隣接した繁華なところというものはきわめてあき家の発生率も少のうございませう。またこれにも入れるとになりますと、もう他から入る余地が全くないという状態になりますので、そこを除いたところであれば無条件で優先で入れるということにいたしました。それからそのほか特別に優遇する、無条件ではないが抽せんでも変更を認めるというのを、これより少し度の低い変更事情というものが出てきた人に適用することにしております。すなわち扶養義務のある親族、父とか母とかが年をとつていなかで一人になつたので都会にいる若夫婦のところと一緒に住む、それを扶養しなければならぬ、こういうふうな状態、あるいは二番目の子供なり三番目、四番目というものが生まれてきたとき、ある基準がありまして、その基準を越える

く。それは事務的には煩瑣かもしれませんが。しかし、事務的には煩瑣であっても、おさまっていればそれでいいじゃないか、少々のことは泣き寝入りしてしんぼうしておれ、そういうふうなことでなく、居住者に対してもっと親切な配慮が行なわれるべきではないか。またさらに、公団住宅に入

居している者は入居していない者に比べたらいへんな恩恵を受けているじゃないか、その上近いところにかわりたいなどというのはぜいたくと言わなければならない。先ほどの總裁のお答えでございましたが、住宅公団の仕事というのは国民に対する公的サービスなんです。だからそのサービスというものは至れり尽くせりであるほどこいわけです。おまへたち住宅公団で困っているのを公団で助けてやっているのだというふうな気持ちでなしに、それらに住んでおる人たちができるだけ諸般の生活上の利便が得られるような配慮をするようにもって積極的に取り組んでいただきたい、こういうふうに思うのですが、いかがでしょう。

○林参考人 その初めのお医者さんの例でございすが、こういうのは当然取り扱うべきだと存じます。窓口で非常にしやくし定木でありましたならば、これは私どもの指導の至らないところでございまして、十分の違いでありまして、規則の精神ということから言えば当然取り扱いをすべきだと思ひますし、今後ともそういうことについては周知徹底をはかりたいと思ひます。また、社会的使命を持った職業の緊急性というものも、こういう指導方針の中にとり取り扱ひ方針の中にもっと織り込んでいくというようにいたして、今後遺憾なきを期したいと存じます。

それから、私のことは至らなくて恐縮でございしましたが、居住者を入れてやっているという感じを持つてはいけないというところは、常日ごろ戒めていこうと存じます。それで、さつき申しましたのも、一般からそういう私に対する非難の聲があるという一般の声を申しわけで、公団の私以下の職員がいやしくもさような気持ちを持つてはいけないというところでやっております。一番初め就任いたしましたときも、何があるなの方針ですかということですから、居住者の身になつてものを考えるということを申ししたような次第で、御指摘をまつまでもなく、親切にということをもっとしてまいりたいと存じます。そこにもう一つ、今度は居住者及び居住をした

人たちの気持ちになつて考えるという点が私の任務にはかかつていゝ点と御了承いただきたいと思ひます。

○岡本委員 最近公団は、住宅建設の方針として主として三DK以上を建てる、こういうふうな御方針のようでございますが、これは居住水準の向上でありますからまことにけっこうなことなんです。ところがいままで二DKに入つておる人の中には、家族構成が大きくなつた、また十年間の経緯の中で、自分で住宅を建てることはできないが、ある程度貯蓄もできておる、こういう人がいると思うのです。そういう人たちに對して、国の住宅建設に、また公団の建設にある程度の協力をさしてもいいのではないかと。これは河野さんが建設大臣時代に、同じような構想から、住宅債券、宅地債券の制度をつくつたらどうかというのを委員会が私が提唱しまして、それはおもしろい、検討しましょうということから突を結んでまいりました。だから一つの考え方として、たとえば夫婦だけ、あるいは夫婦に子供一人くらいで二DKに入ります。それから五年、七年の間にその人は経済的にも少しづつ向上していきまゝ。同時にまた家族構成も大きくなります。だから大きい三DKへ移りたいという希望は当然出てまいります。その場合に、いまの制度のままでありますと、それらの人は二DKに入つていゝのだから、先ほどのいろいろな条件を満たさない限り、なかなか三DKに入れない。一たん二DKに入つてしまつた人は、ずっと二DKでいかなければならぬという宿命を負わされているというふうな形になるわけでありまゝ。しかしながら、私は、それらの人にもう一室建てる分の資金を特別の住宅債券として買わせる、電話公債と同じ考え方ですね。そのことによつて、一室分建てる増すだけの資金を積み立てたら、新たに建設された三DKに移ることができるといゝ、何万戸とかそういうふうなもの、家族構成が大きい人たちが、しかも自分で自分の住水準を向上したいという意欲を持つて努力をした

人に入居させて、そのあいたところへ家族構成の少ない者を入れていくことにすれば、公団は住宅建設資金といふものを一部公団居住者の協力にまづことができないのではないかと。その資金分だけまた住宅がたゞさん建つていゝ。その金がまた使えますから、だから公団に入居したら、その人たちはもう私は公団にうまゝ入居したのだ、これでずつといくというよりも、努力することによつて、自分の住水準を向上できるという希望を与えるといふことが一つと、一面には建設資金の相当の足しになる。もしそれを何年かのうちに返済しなければならぬといふのなら、入居している間は資金を敷金のようにずっと返かせる義務を負わせてもいいじゃないですか。そういうことによつて、多少なりとも住宅建設戸数もふやすこともできますし、二つの面で利益がある、こういうふうな思ひでございすが、これは建設大臣から御答弁いただいたほうがいいかもしれません。そういうふうな制度を設けてはどうかといふことを私は日ごろ考えておるのでございすが、大臣の御所見いかがでしょう。

○瀬戸山國務大臣 率直に申し上げて、いま承つてまことにおもしろい考え方です。住宅増加分について住宅債券を出すかどうか、これはまた技術的な問題がありまして、かえつてややこしくなる場合も考えられる。敷金の問題はどうか、これもおもしろい考え方です。

それからもう一つは、それと違ひますけれども、今度新たに一つ新しい試みとしてやつてみる、賃貸分譲住宅五千戸を四十一年度で予定しております。最初は借りておつて、あとは何年間か借りておるうちに少し家賃を高くして自分のものになりますという制度を今度はやつてみるということでも五千戸分やる。こういう考え方と総合して検討してみたいと思ひます。そうしますと希望が持てるし、しかも質の向上が漸次、所得あるいは家族構成の増強に従つていい家に住める希望も持てるし、場合によつては自分のうちになるところへいかれるといふことで、あわせて検討してみたいと思ひます。

○岡本委員 その次に、公団住宅の集会所の問題です。最近集会所について、公団と居住者との間にいろいろな話し合いが持たれていゝように聞いておりますが、この集会所といふものをどう理解するかといふことが一つの問題だと思ひます。小さな、居住面積の少ない家がたゞさんあるといふふうなところでは、その地域の人たちが集まるのになかなか適切な場所がない。公団住宅でありますと三人や五人、数名の者は集まることはできますが、もう二、三十名といふと、とても個人の住宅では集まれません。しかしながら、地域の人はいろいろな意思の疎通をはかつたり親睦をはかるために集まる必要があると思ひます。そのためには公民館が必要だ。その公民館に相当するものが集会所です。こういうふうな理解しておるのでございすが、公団のほうもそういう理解に立つておられるのではないかと思ひますが、いかがですか。

○林参考人 集会所については仰せのとおりでございまして。親睦をはかる、あるいは居住者がお互いに教養の向上をはかる、その他福利以外の目的でいろいろ勉強をする、編みもの講習とか、彫刻を習ひましたり、いろいろな目的であります。お話をとおひ、やはり公団住宅は狭うございまして、それであゝいう社会生活をやる上においても、居住生活の一部としてこれが共同的に営まれるといふことは大切なものであると存じます。

○岡本委員 ところがその管理の問題をめぐつて意見が分かれておるやうに聞いております。公団のほうでは、これは公団の施設だからおれのほうで管理をするのだといふことになりまゝ。しかしながら、居住者のほうでは、自分たちにつくられた公民館なんだから自分たちでひとつ管理させてもらいたい、こういうことなんです。それで市町村の場合、市町村の費用で建てております。しかしながら、その公民館の管理はその地域の自治会でやつております。たとえば市町村がやつておると



この公民館は、各区になっておりますから区長がやっております。それは行政区の区長という意味ではありません。いなかの数十戸が寄って区をつくっておりますが、その区長が大体管理しております。だから借りる場合でも、区長の承認を得てそこで座談会をやったり、いろいろなことがやれます。だからそういう意味では、その住民のためにつくってやった施設なら住民に管理させてもよいのじゃないか。最終的な管理は公団が責任を負わなければなりません。一応使用の許可とか、そういうことについては、その地域の住民のつくっておるところの自治会にまかせてはどうかと思うのでありますが、いかがですか。

●林参考人 この使用の意味というものはお話しのとおりでございます。それでそこに住んでおる人、使う人、この人たちが一番しあわせになるように、一番便利であるように、一番役に立つように、こういうことを目的といたすわけでありまして、そこでこれは、形の上では公団のものになっておりますから、それでこちらで管理をいたしますけれども、しかしながら、事前にその運用についてはその居住者の意見を聞くというのを必ずいたしまして、そうしてその納得の上でこれを使用するということにいたしております。事実、各地のを見て回りましたが、きわめて有効に使われておりますし、またフルによく使われておるところであります。

●岡本委員 そのように運営されておればよいのでありますが、最近われわれのところには、今度はその管理事務所が管理の衝に当たって、いままでは自治会の方で管理しておったのを、完全にそれをなくするのだということになってきた、これは非常に官僚的な態度だと言つて不満を持ち込んでおるわけですが、そういう事実はございませうか。

●林参考人 これはやはり二十万戸からございまして、いろいろ意見がこの運用についても出てまいります。それで当初つくりましたときには、すぐに修繕をしたりということは何も必要なかったわけでございます。そこで、各地方地方にまかせまして、使い方の基準をつくっておらず、また使用料というようなものもそれぞれで随意にいうことでやっておったわけですが、当初はそれですと済んでおったのですが、さき申しましたように、十年もたつてまいりますと非常に痛んでまいります。光熱水道費と備品の買いにかえといひ維持費だけは使用料として徴収することになっておりますが、これがまかせ過ぎましたといへんアンバランスになりました。大阪あたりと東京あたりと比べますと、大阪あたりのほうが倍くらいというふうな状態、そして備品も痛んできて、直そうと思うととつた使用料ではとても足りないというふうな状態から、これを一応の水準にそろえようじゃないかということをや昨年からやり出してきておる。しかしながら各自治会の事情もいろいろあるから、各居住者の方々の意見も聞いておると、いろいろな意見が出るわけでございます。しかし一般から見ますと、これは何もうけをねらつておりませんから、非常な低い値段のものでございまして、それを一時間十円というのを二十円に上げようとか、あるいは十五円というのを四十円に上げようとか、こういうようなことをそろって提案をしまして、そして、そのかわり修理やなにかも平等に十分に行き届いてやりたい、こういうのがいま話し合いの最中でございます。それについては、いや高いとか安いとか、あるいはこんなあれじゃ困るとか、いろいろ御意見がありますが、大体のところ、これをそろえていきたいということ、が、ちょうど十年たつたもので、そういう足並みをそろえる意味で出てきたものです。それを会の自由になかせておったのというふうなことを言われる方がおるわけですが、管理の適正、公正という大所高所から理解していただいて、大体その方向に、おおむね御納得いただける方向で進んでおるのじゃないか、こういうふうに見えておるわけですが。

●岡本委員 私が申しておるのは料金の問題じゃないのです。料金の問題はあとでまた別に承りますが、いままでは一応集会所の使用は、自治会があり、その自治会の会長の承認が要するというところになっておったのが、自治会の会長の承認なしにでもどろんどろん管理事務所の方で貸せる。さらにまた、事務所のほうで何でも気に入らぬものなら断られるというふうな条件の中に置こうというふうな方針が出てきたので、自治会のほうでは住民の意思を全く無視したやり方ではないかということと議論が出ておるのうちに聞いておるのですが、そういうことは聞いておるわけですが。

●林参考人 もし居住者の方にそういうような影響、感じを与えるということであれば、まことに遺憾なことでありまして、今後戒めていかなければならないと思ひますが、万々そんなつもりで、何でもこつちでやるというつもりでやっておるのではないのでございまして。たてまえはこちらが管理するということになっておりますから、それはやらしていただかなければなりません。しかし、むしろそういう声が出たというわけは、やはり職員もおりませんし、それで、居住者の方の方に、あなた頼みますというふうなことでお願いをしておったところもあつたのじゃないかと思ひますが、いままでも形は自治会で運営されたといふことはないのでございまして。ただ団地の大きいと小さいのとございまして、小さいところあたり、十円、二十円とるのをまとめて頼みますと言つて一週間に一ぺん来ていただいていくというところであつたと存じます。しかし今後やはりそういうふうな御協力はお願ひしなければならぬと思ひておるのでございます。そうこちらが何でも権利があるからどうのこうのというところでなく、これは住んでいらっしゃる方のためになるように運用していきたい、こう思ひます。いろいろと居住者の方の中で相互に問題の起ることもありまして、そういうときにこつちが入りまして、それなら今後それはこういう取り扱いにしようというふうなことで行動するといふ場合もあると存じますが、気持ちはそのうちで今後一そう

運営してまいりたいと思ひます。

●岡本委員 最終的な管理の責任は公団側にあることはもちろんでありますが、一応その集会所の使用のしかた、そういうものについては、自治会があれば自治会を相談しながらやっていく、こういうふうな承つてようございませう。

●林参考人 気持ちの上では、実際また運用としまして、居住者の方々の意見をくんで、あるいは意見を聞いていたします。ただ、自治会のありまるところと一はとんどありますが、それがごく少数が入つていらつしやるのと、それからいろいろな形の自治会的なものがありますところ、それから自治会の役割りも、広いところ、狭いところ、いろいろございまして、それらはそれに即応して、とにかく居住している人の意見を聞きながらこの運営はやっていくということにはいたしてまいりる所存でございまして。

●岡本委員 この集会所の使用をめぐつて、特にこういうものには使わせないというふうな規定なり方針なりが何かございませうか。

●水野参考人 集会所の使用につきましては、従来から宗教的な活動あるいは政治的な活動のために集会所を使うといふことはとにかく問題がありますので、そういうものには使用しない、それからまた、営利業務を第三者がやるために集会所を使う、こういうのも、親睦を目的とする入居者のほうが優先でございまして、入居者のそういうほうを最優先しまして、余裕のある場合にだけそういう第三者が使う、こういうふうなことをきめてまして、それぞれ各支所に通達をいたしているのでございますが、先般来、入居者の方々のいろいろ使用料の問題をめぐりまして相談している際、それもやはりもっと詳細な運営要領をぜひひとつつくつてもらいたい、またあわせて入居の方の意向も十分参考にしてもらいたいといふことで、新たな統一集会所の運営要領といふようなものをつくりたいといふことで、自治会と申しますか、入居者側の意向を十分参酌して目下作成中でございまして。

○岡本委員 居住者の自主的な会合が優先するということ、これはもうよくわかります。しかしながら、宗教的な会合、政治的な会合というふうなまま水野さん仰せでございましたが、宗教的なものについては私は特別の意見はございません。しかしながら、政治的な会合、政治的な意味を持つ会合というふうなことに貸さないというふうなことであると、私は問題があると思うのです。公団住宅というふうな非常に大きな団地でありながら、そこに公会堂がない、公民館もない、その代行業を集会所がしているのだということになってまいりますと、やはり公民館の性格として、これがある場合には政治的な会合にも使わせてもらわねばならぬ。私も農村地帯に参りますと、座談会なんか持つ場合にはいつも公民館を使っております。だから、団地へ行けば当然集会所がそれに相当するはずだと思うのです。また、国民に対する政治教育をだれがやっているのか、これは政党がやっているのです。政府がやるわけにいかないのです。今日の日本のなにするからね。これは政党がそれぞれの立場において自分の意見を訴えていくことが、国民に対する政治教育なんです。だから、そういう意味においては、政治団体には貸さないというふうなことは、これは政治というものの対するところの非常に片寄った考え方ではないかと私は思います。私は、日本の国民の傾向の中の一番憂うるべきものは、政治をべつ視することであると思います。政治家なんというふうなものは、くだらぬやつがやっているのだと言わんばかりのことを新聞は書きまします。いわゆる政治家なんかのダーク・サイドをことさらにおもしろおかしく書き立てて読みものにするというふうなことののために、国民は政治家と政治行動というものを一部べつ視する、ような偏見が出てまいっております。しかしながら、人類社会が発展していくのには、政治が一番大切なんです。また、今日人類の文明が高度に発展しているというところは、やっぱり政治を持っているというところの結果として出てくるのです。だから、公的な公

団というふうな機関が、政治をべつ視したり、一党一派にはとても貸せないのだ、こういうふうな偏見を持たれるということ、私は非常に残念であると思います。私は、そういう態度は是正していただいて、だからその条項の中から政治的な会合には貸せないというふうなことだけは抜いていただきたいと思うのでございますが、總裁いかがでしょう。

○林参事 政治が非常に大事なものである、最高のものであるということは仰せのとおりと存じます。ただこれは、さつき公会堂というお話がございましたけれども、実は公会堂的な面もございすけれども、しかし各居住者の家賃の中から、回り回って計算しますと、これを一部分出してつくっておる。大ぜいの居住者の居住の延長というふうな性格のものでございす。そこで公会堂とはそこが少し違わねばならぬ。自分の座敷が二DKで二間しかない。お客も来れない。みんなで会合したり勉強もできないというふうなときの延長のようなどころになるわけでありまします。そういうふうな、ある意味では私的なといえますか、居住者だけのものというところになるわけでありまします。そこでは親睦をはかり、教養を高め、交際をする、そういう目的にこれを使うことになっておるわけでございます。したがって、政治は大事でありますけれども、これがまた個々に政治的に使わねばなりません。大事な問題ではありますけれども、今度またそこいろいろな問題が起きて、共同社会の団地の中でもいろいろ問題になるということもまたいかに存ぜられましますものですか、現在はこれをもってやらしていただいておりますのでございまして、御了承願いたいと思ひます。

○岡本委員 居住者が使われるのが優先しておるということにはわかっております。しかし、あいているときには使ってもいいんでしよう。だから政治目的の会合には貸さないということは当然ではないと思うのです。その次には、団地の中のいろいろな問題を解決

するということも一つの政治的課題なんです。だから政党がそこへ行って団地の居住者の中にあるところのいろいろな不平であるとか希望であるとかいうふうなものを聞き、そして問題解決のために当たっていくというふうなことは、これは団地の居住者の福祉につながることであります。同時にまた、国の政策のあり方、住宅政策のあり方、あるいはまた物価政策のあり方、そんなものを団地の居住者に知らして政治への目を開かせるということも、これは一つの大きな福祉につながることであります。

また、団地の居住者は棄権が非常に多いということがいわれております。それはやはり、そういうふうな集まる機会を持たない、政治問題について話し合う機会を持たない、そのことが、自分たちが持つておるところの唯一の、一番大切な政治へのつながりである投票権の放棄、選挙権の放棄というところにつながってきているわけなんです。だから、団地の居住者が、小さな自分たちの日常生活のワックの中に閉じこもって、小さなしあわせだけを守っていくということ以外に、もっと大きな全国民的な立場に目を開いて、それで豊かな日本をつくる、そういうふうな方向に、自分に与えられた参政権を行使するということも、これは非常に重要なことなんです。だから、そういう意味においては、私は、いま總裁の言われた、公共のものではない、これは居住の延長なんだからというおことは、当たらないように思います。だから、それだけはひとつ貸せないという条件の中から抜いていただかなければならぬということが一つ。

その次には、団地の居住者は、団地というところは比較的従来の町から離れたところに建てられております。だから、投票に行く場合に非常に遠いのです。だから私は、少し大きな団地であれば、やはり投票所を集会所に設けるべきである、こういうふうなふうに思ひますが、それは単にあなたのほうだけの御意向でございまして、これは各地域の自治体の選挙管理委員会がきめるのでございまして、しかしなが

ら、快く提供する用意があるかないか、これだけは公団として方針をきめていただかなければならぬと思ひますが、公団のお考えを承りたい。

○林参事 選挙の投票所のことでございますが、これはさようにぜひしたいということ、こちらは申し入れをいたしております。

それから、前段のほうでございまして、これは御意見としてよく承ります。この集会所というものが、やはり居住者の共通の福祉及び教養を高める、そして親睦をはかるということを中心として、いるものでございまして、現在はそこをところを慎重にしているという状態でございまして、いい面のほうからいいますと、いろいろとおっしゃる面またあるわけでございますし、いろいろとそれに伴ういろいろな反作用と内部のいろいろな、静かさというものの問題があるものでございまして、慎重にひとつ考えさせていただきますと思ひます。

○岡本委員 教養を高めるとおっしゃいますが、政治的に目を開くということが教養上一番必要であると私は思ふのです。政治的に盲目に置いておきたいと言わんばかりのいまのおことは、私は承服できません。

○林参事 政治的に目を開くということ、大事なことではございますが、ですから一般的に代議政治とはいかなるものであるか、民主政治とはいかなるものであるか、あるいは選挙公正、公明選挙とはいかなるものであるか、こういうことであれば差しつかえないと存じます。ただ、そこに、もう一步具体的にになりました場合、やはり居住者の大ぜいの人たちの共通の部屋の延長というふうなところでございまして、そこでそういう全体の共通の最大公約数的な運用方法ということを考えていかなければならぬ点に頭を向けておりますのでございまして、かようなことをやっております次第でございます。

○岡本委員 各党の政策を聞くことは、これは各党それぞれから住民が聞いて判断すればいいことですから、これはやはり非常に必要なことだと私

○岡本委員 居住者が使われるのが優先しておるということにはわかっております。しかし、あいて

○岡本委員 居住者が使われるのが優先しておるということにはわかっております。しかし、あいて

○岡本委員 居住者が使われるのが優先しておるということにはわかっております。しかし、あいて



は思うのです。また、教育の場である小学校すら、いろいろな政治的な会合にどんどん使わせているのです。それを公園の居住地域の中にある集会所が使えないというふうなことは、これは少し偏見が過ぎやしないかと思ひます。これはぜひ訂正してください。

○林参考人 いろいろと積極的な御意見とく承りますが、やはりいまのところはまだ現状でいいかない、この団地というものが平和に伸びていかない——政治が平和でないという意味ではありま

○岡本委員 団地に住んでいる人はインテリが多いのです。だからあなたが心配しておられるような、平和をかき乱すような政治行動をその中に持ち込もうとしても、団地の人たちはなかなかそう簡単には共鳴してきません。だからそんなことについては御心配要らないと思うのです。これはしかしだいたいあなたのほうもいまかたくなな気持ちでおられるようでありまして、機会をあらためてもう一ぺんまた議論をさせていただこうと思ひます。

それから次は、先ほどお話しの使用料の問題であります。使用料を今度上げたい——その使用料の値上げの模様を見ますと、かなり大幅な引き上げの模様です。物価が上がった、所得倍増やということでございますが、これは数倍以上になっております。あえてこんなに上げなければやっつけけないのかということです。あなたのほうのなには、先ほど二つの矛盾したことを言っておられます。一つは、管理するのに器物を補修しなければならぬから、それに金がかかるから少し上げさせてもらいたい、こういうことでございます。同時に一方では、先ほど、これは地域の住民の人の出した家賃の中からこの管理費が出ておるのだから、居住の延長なんだ、だからこれは共益費の中に含まれておるというように受け取れるようなお話しがございました。だから、共益費のほうから一部

出ているのなら、必ずしも使用料というものはそうめつばう上げなくてもいいのではないか。ただし小幡な引き上げならわかります。しかしこの値上げの表を見ますと、なかなかどうしてそんな小幡なものではございません。ことに冬少し大きな部屋を使いますと、三百円から五百円は少かります。そういうふうな値上げになっております。だからこれは少し高過ぎるのじゃないか。ことに幼児教室の使用なんかも、これは地域の奥さん方が地域の子供さんのお守をしてやろうというふうなで、自主的な保育施設をやろうというふうななない、当然保育所が設けられるべきものが設けられない、その代行をやろうというふうな幼児教室に

対して、それを時間制にして、しかも時間を切つてメートルが上がるような、まるでガスのメーターがばんばん上がっていくような形で使用料をとっていくというふうなことは、少し考え方を改められるべきではないかと思ひますが、これはいづつから実施されますか。それとも、こういうふうな方針は十分居住者との間に話し合いをつけてから実施されるおつもりでございしますか、その辺承りたいと思ひます。

○林参考人 先ほど申し上げたのは少しことばが足りなかったと存じますが、これをつくる費用、いわゆる部屋を建造する費用は、結局回り回って各人の家賃なり割賦金から入るということでございます。それからこれを運営するといひますか、それからこれを運営するといひますか、光熱水料を払い、いす、テーブル、カーテンを直す、掃除をする、これなどはいまの使用料から払う、こういうことになっていくわけでございます。しかし、いすれにしても居住者がつくった居住者のためのものでございます。

それから使用料の高さの問題でございますが、大阪は据え置いて、大阪付近はそのままだというところとでまいる予定でございます。その他は大阪まではるかにいけませんで、ところによると半値以下はるところがございします。そういうところを上げていく、こういうことです。しかし公園は毛頭——これは実はもうける必要はないし、もうけ

てはならないものでございますから、これは入りましても、カーテンの修理になり、いすの修理になり、光熱水料になりして全部還元していくわけでございます。それで計算しますと、いままでわりあい修繕費はかかりませんでしたので、何とかしてまいりましたけれども、どうしてもこのままでは赤字になるということで、その赤字を、パランスを補正することによって補っていききたいということ、そんなふうに高くぐつとやるといふ意味ではないわけでございます。

それから幼児保育については、これはお話しした点もありまして、特別に少し割り安にすべきでないかということで、特別料金を設ける予定でございます。

そして、いつからやるかということ、いままだ未定でございます。話し合いを円満につけて実行していききたい、かように考えております。しかしなるべく早くにやっつけたいというふうな考へております。

○岡本委員 幼児保育は、この新料金表を見ましても、一般の使用料とちつとも変わらないうです。少しも安くなられておりません。これはあなたのほうで新料金表の話し合いのときに、もっと配慮したものを提示されるべきだと思ひます。また同時に、いま十分話し合つた上できめていききたいという御意向でございしましたが、私も、十分話し合つた上でおきめになるというものであれば、それで了承したいと思ひます。居住者によく円満にこの問題を解決されるようにお願いいたしておきたいと思ひます。

それからもう一つ、その後の経過について承っておきたいのでございますが、団地電話です。三年ほど前でございますが、団地電話の問題について、これは河野さんの時代でございましたが、電電公社の總裁を何べんか予算委員会や建設委員会に連れていたで、ずいぶん激論をじた末に、団地電話を開発しようというところで、今日の自動的な、自動電話としての団地電話がつくようになりまして、ところが私どもの地元の団地を見

ておりましても、全部の団地にまだ完全に行き渡っておらないのです。それはどういふことなのか。たとえば、私のほうの地元のことを申し上げますと、親月橋団地については団地電話がつきました。ところがもう一つの与五郎団地には、何か今年中にはつくであらうというふうな話は聞いておるのですが、まだついておらないというのが実情でございます。これは電電公社が、その順番があつて、申し込みの順につけるためにおくれているのか、あるいは現地のほうで希望を申し出られるのがおそかったのか。私の承知している範囲では、一昨年すでに与五郎団地から希望が出ておったと思ひます。さらにまた電電公社に私が参りましたときには、とにかく要望があればすぐつけます、半年内には必ずつけますというのが電電公社の営業局長のお話でございました。だからすべての団地にさつと団地電話が行き渡るもの、このように私は心得ておりましたのに、かなりその速度がおそいのではないかと。さらにまた、従来団地の中に一般のケーブルも引けておるところ、たとえば枚方の団地であります香里団地でございしますとか、ああいふところについては団地電話は開発されておらない模様でございします。しかしながら従来ケーブルが入つておる団地電話ができて安く電話がつくようになれば、どんどん申し込まれるようになると思ひます。だからそういうところでも団地電話をつけるようにして、居住者の利便をはかるべきじゃないか、こういうふうな思ひでございます。公団は団地電話の架設ということについてどういふ方針を持って進んでおられますのか。いままでの、団地電話制度ができましたからと、その後の開発状況についてお伺ひいたしたいと思ひます。

○水野参考人 まず第一に幼児教室の使用料でございますが、これにつきましましては、御承知のように第一分、第二分、第三分、三段階に分けてまして使用料をきめておるのでございますが、幼児教室の使用料につきましましては新しい分類をひとつ設けまして、特別に安い分類をして、ひとつこれ

でどうだろうかということ、入居者の方と相談をしておるわけでございます。

それから第二の集団電話の問題でございますが、集団電話、団地自動電話でございますが、団地自動電話、これはわれわれ公団といたしまして一日も早く普及されることが望ましいと思っております。私も公団側といたしまして、入居者へのPRでありますとか、あるいは自動電話を設置する場所の提供、そういうものを喜んで電信電話公社の御要望どおりにいたしますというのを申し入れて、すみやかに自動電話ができるだけ多く普及するように、電信電話公社のほうにお願いをしておるところでございます。ただ電信電話公社といたしましては、実は早くつくる団地がございますが、いまもお話しのように、なかなか時間がかかるのでございます。この機械の製作が何かおくれるというようなことをちょっと耳にしたことがございますが、まあいづれにせよ、自動電話がおくれるようになりますのは全く電信電話公社側の理由でございます。われわれ公団側といたしましてはできるだけ普及するように最大限の協力をする、こういうことを申し入れをしておる次第でございます。

それからなお、従来、集団電話をやっております、これを自動電話に切りかえたほうが私も望ましいと思っております。御案内のとおり、電話交換手の問題もございまして、自動電話に切りかえたという要望も入居者のほうからなかなか強いのでありますけれども、一面、せっかく入れた集団電話の機械の耐用年数がまいりませんともしたいという事態がございまして、なかなかおくれるという事象がございまして、われわれといたしましては、できるだけすみやかに自動電話が普及いたしますように、今後とも最大限の努力をするつもりでございます。

○岡本委員 団地電話の制度ができました当時、電信公社の営業局長との話し合いでは、いま申請の出ているものの大部分は、一年くらいの間には十分消化できるというふうなことであった。ところが

ろがあれから二年になると思う。まだ設置されないところがある、しかもそれが電信公社側の理由だ。機械の生産がおくれておるといふことは、私のそのときに聞いた返事とはだいぶ話が違ふのです。その当時の申し込みの数、しっかりと覚えておりませんが、一体現在そのうち何割くらいが消化されておるのでしょうか。お手元に資料ございせんか。

○水野参考人 いまちょっと資料を持っておりませんが……

○岡本委員 それではその問題はあとで資料としていただきます。もしあまり進捗がおそいようなら、一ぺん電信公社にこちに來ていただいて、その理由を承って早急に解決するようにいたしたいと思ひます。

公団にお尋ねいたしたいのは以上でございます。総裁、御苦労でございます。

次に、産労住宅の問題についてお尋ねいたしたいと思ひます。

昨日の国会で労働大臣は、ILOの労働者住宅に関する勧告は尊重していきたい、こういうようなことでございしましたが、建設大臣はいかがお考えでございますか。

○瀬戸山國務大臣 ILOの条約はもちろん尊重していきたいと思ひます。

○岡本委員 しかば、ILOの労働者住宅に関する勧告の中の最も重要な柱は、何と何であると理解しておられますか。

○瀬戸山國務大臣 住宅に関するILOの勧告、私いま手元に勧告書を持っておりますから詳細にはあるいは知識が足りないかもしれませんが、けれども、できるだけ使用者側のやっかいにならないような住宅政策をやるべきだ、自分で家を建てるようにすることが望ましい。何かぶら下がっておるようなやつ、この住宅政策はできるだけならないように、こういう趣旨に私は解釈しております。

○岡本委員 そういう観点に立ちますと、今度の産労住宅法の改正案は、従来は企業が住宅を建ててそれを労働者に賃貸していく、こういうこと

でございました。今度は企業が住宅を建ててそれを分譲するという事です。だからいままでは家そのものを貸すという形であつておりました。今度は金銭の貸借関係、しかも相当まとまった金額の貸借関係というもので労働者となつたという事で、結局企業が住宅提供に大きく介入していくということにおいては、これも変わらないうと思ひます。だからこれはやはりILOの勧告の精神に反したものだと思ひますが、いかがでしょうか。

○瀬戸山國務大臣 もの考え方だと思ひます。これを完全に建ち切れるように、公営住宅が簡単に建つということになると私はそれで解決すると思ひますが、なかなかそうばかりも実際上まいらない。いろいろ財政といふ事、国力といふ事、それから、そういう事象があります。そこで従来はいわゆる使用者側に金を貸してそして家を建て、それを労働者に賃貸する、こういう制度だけにしておきましたが、それは全く従属といふことばを使えば従属関係が強過ぎる。これは少しでも緩和する方向にしていきたい。と同時に、政府資金、國家財政ばかりでは通じませんから、民間と申しますか、起業者側の資金をできるだけ住宅に振り向ける。いわゆる民間の資金を住宅資金にできるだけ振り向けることに努力することが、やはり住宅政策の解決の前進になる。そういう意味においては将来は労働者の家になるというのをやっただけが、一歩前進ではないか。いつまでも家を借りておるのじゃなくて、やがて家は自分たちのものになるのだという制度を付加する。話がちょっと別になりますけれども、公営住宅でも賃貸分譲住宅といひまして、いつまでも借りておるのじゃない、自分たちのものになるという制度をひとつ試してみよう、そういうことでございまして、私は一歩前進だといふ考えを持っておるわけでありませう。

○岡本委員 従属関係が強過ぎるから、これのほうが一歩前進だといふお考えであります。この出てきた根拠というのはいささか違つたところ

にあるのじゃないかと思ひます。企業が住宅を建てて住宅を提供するということは高くつき過ぎる。實際建設費に見合つたところの家賃、その利息にも家賃は相当しない。だから企業の負担が重過ぎるから、企業の負担を軽減するのには、労働者が住宅を持ちたいという夢を利用して、それでもつてうまく労働者の負担に肩がわりしようというふうなところに、このねらいがあつたわけなんです。だから、そういう意味においては、住宅建設の資金を金融公庫から経営者に渡し、経営者が分譲をやるというふうなことでなしに、もっと直接的な形で労働者に渡せばそれでいいと思ひます。結局労働者の場合には、労働者では信用がけけない、だから企業という信用を通じて労働者に分譲住宅を建てていく、こういうふうなことに實質的にはなつておるわけです。しかしながら、従属関係は家から金銭に変わったというだけで長に残ります。その返済は五年や十年では返せませんから、二十年や三十年にわたつての返済期間があるわけでありませうから、長く従属関係が続くといふことでは。

その次に、この社宅制度の悪いことは、企業住宅を通じて企業に労働者が従属するといふことが一つ、もう一つは、どうしても集団住宅になります。しかもその企業だけの従業員が集団住宅を持つておりますと、職場におけるところの上下の関係、あるいは同僚同士のいろいろな関係、それがまた居住の中にも持ち込まれる。だから昔の武家屋敷と一緒で、足輕の子、さむらいの子といふふうな関係が子供の生活の上にも及んでいくこと、これは好ましくないといふことも、その中の理由の一つなんです。だから、そういう意味におきましては、こういう制度はとるべきではない制度である。したがって、こういう制度をとるなら、むしろ労働者に住宅協同組合をつくらせる。大ぜいの労働者の全体の責任において住宅協同組合をつくらせて、そこへ資金を受け入れる、それでもつて分譲住宅を建てていく、こういう形にすれば、産労住宅でやる資金を住宅協同組合に流すことに

よって、勤労者の持ち家住宅の制度というものを推進することが出来るわけなんです。だからむしろ住宅協同組合という形によるのがもっといい制度ではないか、こう思うのでございますが、建設大臣のお考えを伺いたい。

○瀬戸山国務大臣 私どもは先ほどの問題については、それはその考え方によって、岡本さんのような考え方もできると思います。しかし民間も、これはいわゆる使用者側といえますか、これでもできるだけ家を建てることに努力をしない、これは私はいまの日本の現状では必要だ、こういう考え方で申し上げておるわけであります。とにかく何でもいから家をよけいづくるというのがいまの日本の現状だと思っております。これが飽和状態になりますと、いろいろな戦前みたい自由に移動もできる、それをつくりたいというのがいまの日本の住宅政策の一番の眼目じゃないか。もっと数をふやす、とにかく家を建てることに努力しようじゃないか、こういう意味です。それから、いまの岡本さんのような御意見の出ることも、必ずしもおかしいとは思われないのです。それからもう一つは、労働者の住宅組合にいたしたらどうかということですが、それも私あながちおかしい議論とは思いません。しばしば従来から大いに議論されておるところであります。そういうふうな時代に早くなりたと思っております。いまは御承知のように労働者の住宅協同組合ですか、そういうところに金融公庫その他の金を出してやっておるのではありません、これを一歩前進して労働者の組合等に貸してそれを運営する、そういう点は今後検討してみたいと思っております。そう、これはよいところも悪いところもあると思いますが、全部がそこまですぐいかかどうかということまで——おまえたちはまだそこまで進歩が足りないとおっしゃればそれまでであります、まだそこまで完全に割り切れないという事態であるので、それは検討していきたいというのがいまの態度でございます。決して

お考えが根本的に間違っておるとは思っていないのです。

○岡本委員 すでにヨーロッパ諸国では住宅協同組合が非常に発展をして、それがまた国の住宅政策に大きく役立っていることは御承知のとおりでございます。ところが日本においては、住宅政策というものはまだ法的にも目の目を見えていない。またいま大臣は、そういう時代に早くなりた、それを望んでおられる、しかしまだどうもそこまではないのだということでございますが、その理由が私たちにのみ込めない。労働者が住宅組合をつくり、連帯責任において住宅建設資金を借り、担保物件もある、そうしてまた企業がもし協力するならば、住宅協同組合を通じて家を建設する場合に、直接金を貸さなくとも、事業主が保証人になってやる道もあると思います。また労働組合自体相当大きな資金のなめを持っております。だから、労働組合もまた保証するでしょう。だから今日のように労働者の間に労働組合を通じてその連帯意識というものが発展し、そうしてそれが自分たちの手でもって、政府がやってくれただけではどうも少ない、幸い労働金庫もあり、おれたちの家を建てたいといつて積んでおる金がある、それが他の金融機関に比べ、それが高度経済成長のための設備投資に投入されて物価値上りの原因になったりする、それよりもむしろ、やはり労働者がお互いにみんなの家を建てたいという形で資金を積んでいって、そのことによって自分たちの住問題を解決したいという意欲が、住宅協同組合をつくらせてもらいたいという大きな要望になっておると、どうも政府と労働者は乗り気でないです。与党が乗り気でないだけに、政府自体、局長すら、どうもいつもこの協同組合の話を出しますと首を横に振っておるのか、これは政府と労働者の顔色ばかり見ておるのか、もしませんが、そういうことではないか、すよ。ビュローというものは中立でなければいけないと思ひます。ほんとうに正しい行き方というものについては積極的に協力するような意欲、

態度を示してもらいたいと思ひます。だからそういう意味で私には反対される理由がわからないのです。大臣は、それは望んでおる、早くそうなりたいが、もう一つわれわれに割り切れないものがあると言われますが、それがどう割り切れないのか、それを承りたいと思ひます。これは大臣でなければ、局長ではだめです。

○岡政府委員 お話がございましたように、労働者が自主的な組合等をつくってこれに資金を援助して建設するということは、あながち否定すべき問題ではないわけでございますが、しかしながら、現状として考えますと、やはり多くの人に非常に大きな財産を供給し、また債務及び債権の關係になります以上、これらの団体は非常に経営管理能力があり、そうして債務弁済等につきましても責任体制が非常に強くなければいけないというものが問題でございます。たとえば、加入、脱退が自由ということになりまると、債務があるのかかわらず脱退をされてしまつと、残った組合員がその債務を全部負うという問題も多くありまして、私も普通の住宅組合という制度自身も終戦後しばらく使つてみたのでございますが、事故が非常に多くて、住宅金融公庫もついに貸すことをあきらめていたのが現状でございます。そこで、私もといたしましては、しかしながらこれらの要件が満たされる状態のものということも考えまして、御承知のとおり労働金庫が出捐金を出しまして、各おもなる労働組合が組織しておりますいわゆる労働者住宅協同組合というところは、これは労働金庫が資金的にもバックアップしているというふうな状態で、現に四十年程度あたりは年に三千戸程度公庫から貸しているのでございます。これらこの協会が市部にある場合には組合を利用されたりして供給をしているわけでございます。私もとしては、そのような組織がさらに活用されるならば、一応この道も伸びるというふうに考えているわけでございます。それからそれぞれの労働組合というふうになりますと、実は住宅の供給にいたしまして、できるならば組合員に限定

されなくて、できるだけ一般の方全体に潤うように国の資金を流したいということでございます。そういうこともございまして、たとえば昨年住宅供給公社というふうな組織で、これはどなたも積み立てて分譲住宅が得られるというふうな制度にしたわけでございます。それからなお、一つの理由としてまことに残念な点もあるのでございますが、まだ国家資金が十分でない状態におきましては、供給組織ばかりが非常に多くできて、それに小さく分散されるということよりも、やはり地方公共団体あるいは供給公社というふうな、土地収用権等も持ったところが、町づくりもしながら、集約的に、合理的に環境のいい住宅をつくっていく、この資金に十分流すということ、それすらまだ十分に行なわれていない事態でございます。

以上、それらの問題を勘案いたしまして、今日としては現状ある機構を、あるいは現状ある住宅供給の主体をより強く伸ばしていくことのほうにもつぱらの主眼を置いてまいりたいというふうな考えでおるのが実情でございます。

○岡本委員 現実においては、労働者の住宅協同組合が、現実に資金を流しておる。昨年は三千戸くらい建てた。事実、京都でも労働者住宅対策協議会というのがあって、住宅供給公社が宅地開発をやつたその隣に同じような規模の宅地開発をや、住宅を提供いたしております。しかしながら、それはやはり完全な法的な資格を持っておりません。だから仕事の上でいろいろ不便がある。だから、やはりはっきりとした法的な資格を持つて、もっと広範な活動をやりたいという意欲を持ってきておるわけなんです。だから、そういうふうな国の住宅政策に自分たちの金を出し合つて大いにやつていこうという意欲を持っているその芽をつむぐような行動は許されたいと思ひます。幸い、いまわれわれのほうでも、せっかく与党との間で住宅協同組合法の成立を何とか実を結ばせたいということで話し合ひをしている最中でありますが、これはぜひ建設大臣、もっと積極的にそれを運営するというふうな姿勢になつていただか

ぬと、労働組合にそんなことをやらせるのはいやだといふような、何か労働組合に対するところの偏見がいまそれをばんでいるような感じが私にはいたします。私は非常に残念だと思つたのです。だからその点ひとつ政府のほうでも少し態度を変えていただきたいと思つたのです。

いま住宅組合のお話が出ましたが、あれはいろいろ貸し付けについての事故が起こつたので、現在では資金をあまり流さないようにしてついているといふことでございます。私は、去年のことがつたので、三十八年度の住宅金融公庫の貸し付けの状況を見たのですが、三千二百七十三億の貸し付けの中で五〇兆が個人住宅、千六百三十七億が個人住宅に貸されている。そして産労住宅には三百八十二億貸し付けられている。ところが、住宅組合はわずかに十億なんです。住宅組合法という法律がらうにありながら、国民が自主的にやろうとするところの住宅組合を全然育成しようとしてないこの態度は、非常に間違ひだと思つたのです。ヨーロッパでは住宅協同組合がどのように発展して、どの労働者が自主的に、自分たちの共同の責任において、共同の信用において、家を建てるといふ形でもって住宅建設が推し進められているのに、なぜ日本はそれができないか、それをやらせようとする指導しないのか、外国でできることが日本できないうちはないのです。やろうとしないからなんです。これはぜひその態度を改めて、住宅組合法というのが非常に不備な法律のようでございますから、これをもっとりばな住宅協同組合法に仕上げ直して、それでもって労働者が自主的に自分たちの手で国の援助を受けつつ、自分たちの家を建て、それでもってILOの精神に沿った住宅建設をやろうという意欲を、国のほうが大いに助成するようにひとつ努力していただきたいと思つたのです。

これで私の質問を終わります。

○田村委員長 この際、去る二十三日に議決した

昭和四十一年三月三十日印刷

しました住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、岡本隆一君外二名から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。岡本隆一君。

○岡本委員 一昨日日本委員会において可決されました住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

「住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当り、左記について特に配慮すべきである。

「使用者がその労働者に直接住宅を提供することは、公正な労使関係を妨げる」という趣旨のILO・Oの労働者住宅に関する一般勧告は、労使関係の近代化にとって重要な意義を持つものである。

しかし乍らその趣旨を充分に生かすには同勧告にいう住宅協同組合の発達していかないのが現状では、遺憾ながらかかる改正も止むを得ないものである。

よつて政府は、勤労者の持家住宅建設を促進するために、可及的速かに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

以上が案文でございます。

大いに促進しなければならぬ、こういうことをうたつておるのであります。さらにまた、その勧告では、使用者の提供することの住宅といふものは、これは好ましくない、その会社と関係のない公共機関が住宅供給に当たるべきである。使用者が労働者に住宅を供給するといふことは、これは健全な労使関係を阻害するものである、こういうふうなことを勧告では言つておるのであります。ところが、政府の今度の産労住宅の改正法といふものは、まず従来の産労住宅、これは使用者が住宅を建設して労働者に貸し付けるといふものでございまして、今度は使用者が金融公庫から金を借りてそれを労働者に分譲しようといふものであります。住宅そのものにならざるかあるいは資金的につながらないかといふことは、やはり同じように使用者の恩恵といふふうな形をとるだけに、これはまさにこのILO勧告に逆行するものであります。

また、地方住宅供給公社におきましても、住宅といふものは分譲が主体になっておりまして、貸し賃を大幅に取り入れる必要があると思つたのでございまして、この問題はさておきまして、住宅組合法といふものはすでに早くからありながら、全然政府はこれを無視して、育成しようとすることをいたしておりません。同時にまた、住宅協同組合がヨーロッパ諸国では非常に発展していきながら、しかも日本の国では一向発展していかないといふのは、これを育成しようといふ努力を政府が全然欠いておるといふところに私は原因しておると思つたのであります。したがって今日日本の勤労者の中から住宅協同組合をつくりたい、そして自分たちでもって自主的に、共同の責任において家を建てたいといふところの声があがっておるのにかかわらず、政府並びに与党が非常にこれに非協力であるといふのは私は残念に思つたのでございまして、この際私は、この産労住宅がILOの精神にもとつておるといふことを十分認識していただいて、住宅協同組合法の成立に積極的に協力されるように心から皆さん方にお願

いしたいと思つたのであります。私がこの附帯決議を提案する理由は以上であります。皆さん方御賛成あらんことをお願いいたします。

○田村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田村委員長 起立総員。本動議は可決されました。よつて、岡本隆一君外二名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決定いたしました。

この際、瀬戸山建設大臣より発言を求められておりますので、これを許します。建設大臣瀬戸山三男君。

○瀬戸山國務大臣 ただいまの御決議を尊重して、私も十分検討してまいりたいと思つたので、私ども十分検討してまいりたいと思つたので、十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十四分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局